

国立国会図書館職員表彰内規

(平成四年六月三日国立国会図書館内規第五号)

改正	平成	八年	五月	十一日	国立国会図書館内規第四号
	同	十一年	十二月	十六日	同 第八号
	同	十四年	三月	三十一日	同 第四号
	同	十九年	三月	二十八日	同 第二号
	同	二十一年	四月	一日	同 第四号
	同	二十二年	三月	三十一日	同 第一号

(通則)

第一条 国立国会図書館(以下「館」という。)の職員(以下「職員」という。)の表彰については、この内規の定めるところによる。

(表彰の種類)

第二条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- 一 永年勤続表彰
- 二 特別表彰
- 2 永年勤続表彰は、次の各号に掲げる職員で勤務成績の良好なものについて行う。ただし、非常勤職員については行わない。
 - 一 職員として二十年以上勤続した者
 - 二 職員として三十五年以上勤続した者
 - 三 前二号に掲げる者に準ずるものとして別に定める者
- 3 特別表彰は、次の各号の一に該当する職員について行う。
 - 一 館の業務運営に関し、有益な研究、考案又は改善等を行い顕

著な功績をあげたもの

二 災害その他の困難な状況の下で職務上顕著な功績をあげたもの

三 前二号に掲げるもののほか、他の職員の模範となる行為のあったもの

(表彰権者)

第三条 表彰は、館長が行う。

(表彰の方法)

第四条 表彰は、別に定める様式による表彰状を授与して行う。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

(表彰の期日等)

第五条 表彰は、館の開館記念日(六月五日)に行う。

2 特別表彰は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、随時行うことができる。

第六条 表彰されるべき者が表彰前に退職し、又は死亡したときは、

表彰は、退職の日又は生前の日に行う。

2 表彰されるべき者が死亡した場合において前項の規定により表彰されるときは、表彰状及び副賞は、その遺族に授与する。

(表彰審査委員会)

第七条 表彰に関し必要な審査を行うため、館に表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第八条 委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。

- 2 委員長には、副館長を充てる。
- 3 委員は、部局の長、関西館長及び国際子ども図書館長並びに総務部総務課長及び総務部人事課長をもって充てる。

(表彰の除外)

- 第九条** 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）その他の法令の規定による懲戒処分を受けた者は、表彰しない。ただし、懲戒処分を取り消された者若しくは免除された者又は処分後相当の期間を経過した者で委員会において情状酌量すべきと認められたものは、この限りでない。

(表彰の推薦)

- 第十条** 部局の長、関西館長若しくは国際子ども図書館長又は総務部の各課の長は、所属の職員で特別表彰に値すると認められるものがあるときは、功績その他表彰すべき事由を記載した書面をもって総務部人事課長に推薦するものとする。
- 2 前項に掲げる推薦があつた場合には、これを委員会の審査に付するものとする。

(表彰の事務)

- 第十一条** 表彰に関する事務は、総務部人事課で行う。

(運用の細部)

- 第十二条** この内規の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成四年六月三日から施行する。

- 2 改正前の国立国会図書館職員表彰内規（昭和三十五年国立国会図書館内規第六号）に基づいて行われた表彰は、この内規に基づいて行われたものとみなす。

附 則（平成八年五月十一日国立国会図書館内規第四号）

- この内規は、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程（平成八年国立国会図書館規程第二号）の施行の日から施行する。

附 則（施行の日）平成八年五月十一日）

- 附 則**（平成十一年十二月十六日国立国会図書館内規第八号）抄
- 1 この内規は、国立国会図書館組織規則等の一部を改正する等の規則（平成十一年国立国会図書館規則第六号）の施行の日から施行する。

附 則（施行の日）平成十二年一月一日）

- 附 則**（平成十四年三月三十一日国立国会図書館内規第四号）抄
- この内規は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十八日国立国会図書館内規第二号）抄

(施行期日)

- 1 この内規は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年四月一日国立国会図書館内規第四号）抄

(施行期日)

- 1 この内規は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日国立国会図書館内規第一号）

- この内規は、平成二十二年四月一日から施行する。